

平成26年度 朝日町地域公共交通活性化協議会

日時：平成26年6月20日(金)15:00～

場所：朝日町役場 3階 第3会議室

◆◆◆ 次 第 ◆◆◆

《委嘱状交付》

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 平成25年度収支決算報告について 資料1

(2) デマンドタクシー「あいのり号」の運行計画について 資料2

(3) 朝日町生活交通ネットワーク計画（平成27年度分）について

4 閉 会

平成25年度 収支決算書

収入決算額 7,387,395 円

支出決算額 7,387,395 円

差 引 0 円

1 収 入

(単位:円)

項 目	予算額	補正額	決算額	比較増減	付 記
1 負担金	400,000	30,000	404,373	△25,627	
1 負担金	400,000	30,000	404,373	△25,627	
1 負担金	400,000	30,000	404,373	△25,627	朝日町
2 補助金	7,012,000	△ 29,000	6,983,000		
1 補助金	7,012,000	△ 29,000	6,983,000	0	
1 補助金	7,012,000	△ 29,000	6,983,000	0	地域公共交通確保維持改善事業補助金
3 雑収入	0	0	22	22	
1 雑入	0	0	22	22	
1 雑入	0	0	22	22	預金利子
合 計	7,412,000	1,000	7,387,395	△25,605	

2 支 出

(単位:円)

項 目	予算額	補正額	決算額	不用額	付 記
1 運営費	190,000	△ 60,000	118,712	11,288	
1 会議費	100,000	△ 50,000	46,710	3,290	
1 会議費	100,000	△ 50,000	46,710	3,290	地域公共交通活性化協議会委員報酬及び費用弁償
2 事務費	90,000	△ 10,000	72,002	7,998	
1 事務費	90,000	△ 10,000	72,002	7,998	事務用品・直行バス、デマンドタクシーつり銭
3 諸費	0	0	0	0	
1 諸費	0	0	0	0	
2 事業費	7,212,000	61,000	7,268,683	4,317	
1 直接事業費	200,000	90,000	285,683	4,317	
1 直接事業費	200,000	90,000	285,683	4,317	公共交通時刻表
2 委任事業費	7,012,000	△ 29,000	6,983,000	0	
1 直接事業費	7,012,000	△ 29,000	6,983,000	0	公共交通時刻表
3 予備費	10,000	0	0	10,000	
1 予備費	10,000	0	0	10,000	
1 予備費	10,000	0	0	10,000	
合 計	7,412,000	1,000	7,387,395	25,605	

平成25年度朝日町地域公共交通活性化協議会収支決算監査報告

朝日町地域公共交通活性化協議会会長から提出された平成25年度朝日町地域公共交通活性化協議会収支決算報告について、その関係書類及び諸帳簿を精査した結果、遺漏無く適正に会計処理が実施されていた旨、報告します。

平成26年4月28日

監査委員 安藤 昭雄



監査委員 吉 田 好 伸



朝日町生活交通ネットワーク計画（平成27年度分）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

朝日町における現状の交通実態についてみると、特に鉄道が走っていないためマイカー中心のライフスタイルが進み、移動において自家用自動車に依存する割合が非常に高くなっています。その結果、公共交通の利用者は年々減少し、バス路線の廃止・減便などにより自動車運転ができない子どもや高齢者の利便性が低下するという問題が発生しています。

一方、高齢化の急速な進展、核家族化による高齢者のみ世帯の増加により、今後自家用自動車に頼ることができない町民が増加することが予想されます。さらに、高校の進路選択では、交通手段から来る保護者の経済的・時間的負担が大きいことが進路選択のネックになっています。

また、過度な自家用自動車への依存は、温室効果ガスの排出、大気汚染などによる地球温暖化などの環境問題の原因にもなっています。

朝日町においては、平成20年3月に「第5次朝日町総合発展計画」を策定し、基本目標を「いつの時代も自信と誇りを持ち 住みたい、ずっと住み続けたい 魅力あるまちをつくる」としています。さらに平成25年5月には後期計画も策定され、この基本目標を実現する3つの柱として、「信頼とつながりにより地域の力をつくる 地域力の向上」、「安定した暮らしができる産業をつくる 産業力の向上」、「安心と魅力ある定住環境をつくる 定住力の向上」を挙げ、各柱ごとに基本方針とプロジェクトを明らかにして各種施策に取り組んでいます。

このような背景のもと、まちづくりを推進していく上で、地域公共交通の課題を解決することが必要であり、公共交通の活性化及び再生を図ることを目的に、今後の朝日町の公共交通のあり方と具体計画を定めた「生活交通ネットワーク計画」（以下「計画」という。）を策定します。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

朝日町の公共交通網の整備を図るにあたり、公共交通網を利用者のニーズや地理的状況に合わせ、町内における町民の足確保としての「町内ルート」と、周辺市町や山形市など町外とのアクセスを意識した「広域ルート」に整理し、「町内ルート」については『デマンド型交通』、「広域ルート」は『朝日町・山形市間直行バス』を中心に、既存の公共交通と連携し相乗効果を創出するよう、運行内容の検討を行います。また、朝日町は県内トップの高齢化率であり、高齢者が安心安全に目的地間を往来できるよう検討を行います。さらに、運行内容の検討と同時に、雨風や雪対策としてバス待ち環境の改善を進め、利用者に優しい公共交通となるよう事業を展開します。

これらの事業を実施することにより公共交通の課題を解決し、町民誰もが安心して移動できる交通網の整備を実現します。

【実施期間】○平成27年度～平成29年度

【目 標】○公共交通機関での山形市へのアクセス向上

○安全で安心な移動を可能とする“町民の足”の確保

○バス停留所の環境改善

○朝日町の活性化

○年間利用者数

・朝日町デマンド型タクシー 14,000人

・朝日町・山形市間直行バス 8,000人

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

・別紙（表1）のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

・別紙（表2）のとおり

5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

・該当なし

6. 別表4の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

・該当なし

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

- ・別紙（表5）のとおり

8. 車両の取得に係る目的・必要性

- ・該当なし

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

- ・該当なし

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・該当なし

11. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成25年6月27日（木） 平成26年度生活交通ネットワーク計画について書面協議
- ・平成26年2月14日（金） 平成26年度事業計画について協議

12. 利用者等の意見の反映状況

- ・デマンドタクシー運行に関する利用者のアンケート調査を実施（平成25年8月～9月）
 - ・利用者等で委員を構成する「朝日町町民バス等運営委員会」を開催（平成26年1月23日）
上記アンケート、委員会等により利用者の意見を事業に反映している。
- 【具体的な意見反映内容】
- ・デマンドタクシーを利用できる地区の拡大。
午前11時の便に限り、大谷、栗木沢、中沢、真中、和合、四ノ沢地区を追加。
 - ・デマンドタクシーの予約受付について、受付時間を7時30分から7時に早め、当日の朝の第1便（8時発）から予約受付を可能とした。

13. 協議会メンバーの構成

構 成 区 分	団 体 名
朝日町長又はその指名する者	朝日町
一般乗合旅客自動車運送事業者	山交バス株式会社
社団法人山形県バス協会	社団法人山形県バス協会
山形県ハイヤー協会	山形県ハイヤー協会
一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者	山形県ハイヤー協会（地区委員）
住民又は利用者の代表	朝日町区長会
山形運輸支局長又はその指名する者	東北運輸局山形運輸支局
山形運輸支局長又はその指名する者	東北運輸局山形運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	山形県交通運輸産業労働組合協議会
道路管理者	村山総合支庁西庁舎西村山道路計画課
道路管理者	朝日町建設水道課
山形県警察	寒河江警察署
学識経験者	村山総合支庁総務企画部
関係市町	山形市まちづくり推進部
関係市町	山辺町

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 ファイダーの 別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
山形県 (朝日町)	朝日町	朝日町・山形市間直行バス	地域内 ファイダー	1,589.0	乗合バス	山交バス寒河江・左 沢・宮宿線と山形市内 の山交バス各路線及 びJR線に接続するた め朝日町・山形市間直 行バスを運行する	③
	朝日町	朝日町デマンド型タクシー	地域内 ファイダー	5,831.0	デマンド	山交バス寒河江・左 沢・宮宿線と各地区を 接続するため朝日町 デマンド型タクシーを	③
合 計				7,420.0			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
28年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 ファイダーの 別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
山形県 (朝日町)	朝日町	朝日町・山形市間直行バス	地域内 ファイダー	1,603.0	乗合バス	山交バス寒河江・左 沢・宮宿線と山形市内 の山交バス各路線及 びJR線に接続するた め朝日町・山形市間直 行バスを運行する	③
	朝日町	朝日町デマンド型タクシー	地域内 ファイダー	5,831.0	デマンド	山交バス寒河江・左 沢・宮宿線と各地区を 接続するため朝日町 デマンド型タクシーを	③
合 計				7,434.0			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
29年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 ファイダーの 別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
山形県 (朝日町)	朝日町	朝日町・山形市間直行バス	地域内 ファイダー	1,614.0	乗合バス	山交バス寒河江・左 沢・宮宿線と山形市内 の山交バス各路線及 びJR線に接続するた め朝日町・山形市間直 行バスを運行する	③
	朝日町	朝日町デマンド型タクシー	地域内 ファイダー	5,831.0	デマンド	山交バス寒河江・左 沢・宮宿線と各地区を 接続するため朝日町 デマンド型タクシーを	③
合 計				7,445.0			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

平成26年度 朝日町・山形市間直行バス運行事業計画書

1 これまでの経過及び運行の必要性

平成19年10月から山交バス株式会社に運行委託して実証運行を行い、平成22年度からは町直営で運行を行っている。

平成19年10月運行当初は町民認知が低いこともあり利用者は平均10人（往路のみ）程度であったが、平成21年度では平均22人（往路19人、復路3人）程度、平成22年度では平均35人（往路30人、復路5人）程度で推移しており町民の足として認知され、必要不可欠な路線となっている。

また、町では平成21年2月に「朝日町公共交通総合連携計画」を策定、東北運輸局長から「朝日町地域公共交通活性化・再生総合事業計画」の認定を受けて実証運行を経て、平成23年4月から本格運行を行っている。

2 運行の目的

朝日町と山形市間の交通アクセスを高める。

通学生をはじめ、誰もが安心して利用できるよう、朝日町・山形市間直行バスを運行する。

3 実施主体 朝日町地域公共交通活性化協議会

4 運行主体 朝日町（町有車両を使って直接運行する）

5 運行日 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平日とし、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
土曜日は往路のみ運行する。（祝日を除く。）

6 利用料金

（単位：円）

乗車	高校生以上	中学生以下	小学生未満
1回あたり	500	250	無料

	通 学				普 通			
	片 道		往 復		片 道		往 復	
	平日限定		平日限定		平日限定		平日限定	
1カ月定期	7,000	6,000	13,000	12,000	9,000	8,000	17,000	16,000
3カ月定期	20,000	17,000	37,000	34,000	25,500	22,500	48,000	45,000
6カ月定期	36,000	31,000	67,000	62,000	46,000	41,000	87,000	82,000
1年定期	70,000	60,000	130,000	120,000	90,000	80,000	170,000	160,000

※往復定期券に限り、山交バス寒河江宮宿線の寒河江バスターミナルから朝日町まで利用できる。

ただし、利用日は朝日町・山形市直行バスの運行日に限る。

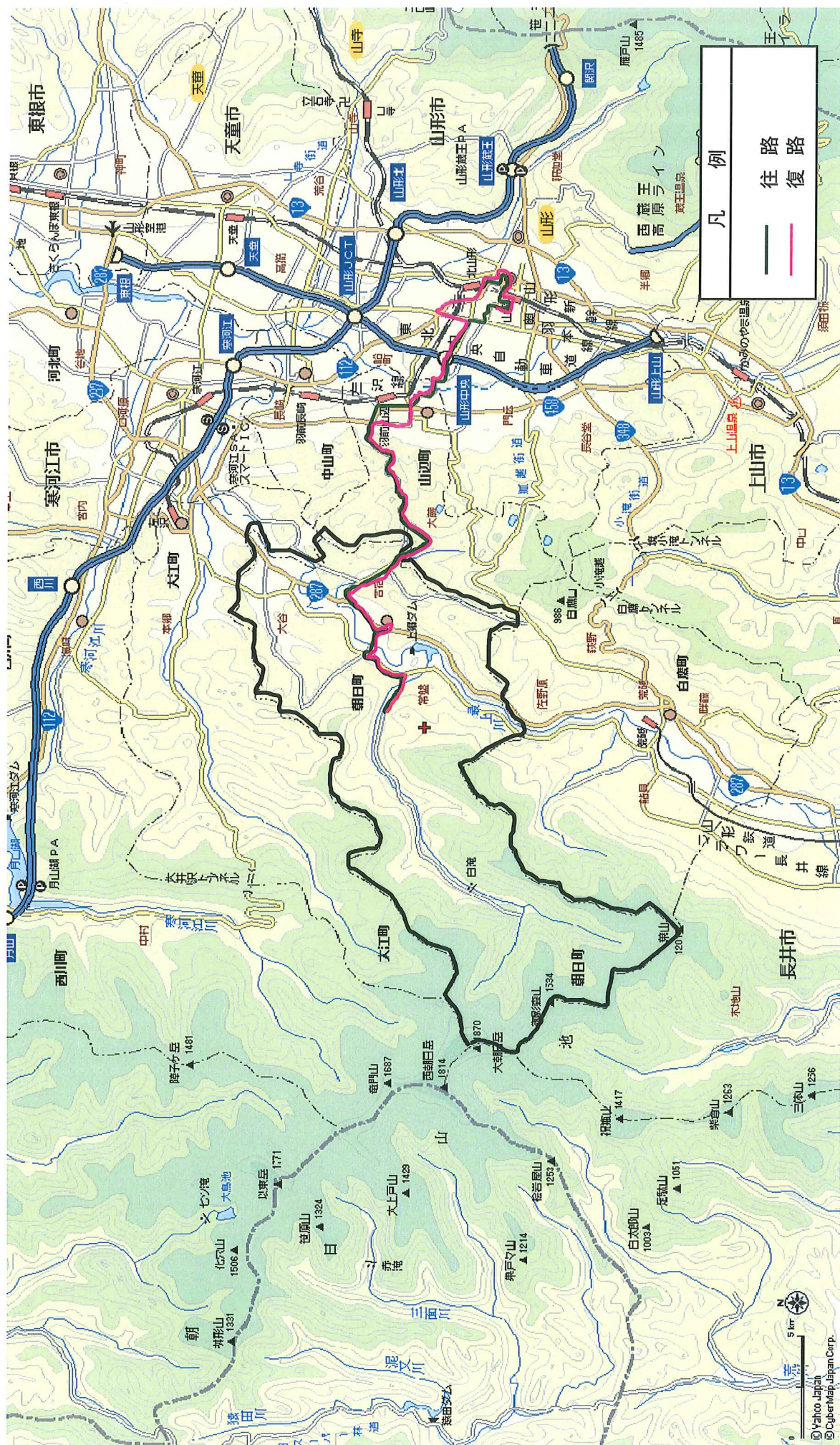
7 運行経路 別紙のとおり

8 運行時刻

往路（朝日町→山形市）			復路（山形市→朝日町）	
バ ス 停	3月～11月	12月～2月	バ ス 停	時刻
	時刻	時刻		
太郎公民館（乗車専用）	6:33	6:23	山交バス本社前（乗車専用）	18:10
太 郎 //	6:34	6:24	山形駅西口 //	18:15
新 崩 //	6:35	6:25	山形市役所前 //	18:20
水 口 //	6:36	6:26	城北高校前 //	18:25
西小前 //	6:36	6:26	北山形駅 //	18:28
発電所前 //	6:37	6:27	山辺町南公園前 //	18:48
農協支所前 //	6:38	6:28	送橋警備所前（降車専用）	19:13
双葉住宅団地前 //	6:38	6:28	中 堀 //	19:14
西船渡 //	6:39	6:29	古 槇 //	19:14
助ノ巻 //	6:40	6:30	四ノ沢 //	19:16
西 町 //	6:41	6:31	朝日中前 //	19:17
朝日町役場前 //	6:42	6:32	前田沢 //	19:18
本 町 //	6:43	6:33	小学校前 //	19:18
大 町 //	6:44	6:34	大 町 //	19:19
小学校前 //	6:45	6:35	本 町 //	19:20
前田沢 //	6:45	6:35	朝日町役場前 //	19:21
朝日中前 //	6:46	6:36	西 町 //	19:22
四ノ沢 //	6:47	6:37	助ノ巻 //	19:23
古 槇 //	6:49	6:39	西船渡 //	19:24
中 堀 //	6:49	6:39	双葉住宅団地前 //	19:25
送橋警備所前 //	6:50	6:40	農協支所前 //	19:25
山辺高校前（降車専用）	7:15	7:08	発電所前 //	19:26
山本学園前 //	7:30	7:25	西小前 //	19:27
山形商業前 //	7:33	7:28	水 口 //	19:27
山形駅西口 //	7:35	7:32	新 崩 //	19:28
山形市役所前 //	7:48	7:48	太 郎 //	19:29
城北高校前 //	7:57	7:57	太郎公民館 //	19:30
北山形駅 //	8:00	8:00	-	-

朝日町・山形市間直行バス 運行経路図（全体図）

表1 添付資料



平成26年度 朝日町デマンド型タクシー「あいのり号」運行事業計画書

1 事業の内容

(1) 実施の背景

朝日町では廃止代替路線として、立木線、上郷太郎線を町民バスとして運行し、主に通学や通院、買い物等に利用されていたが、人口減少、自家用自動車の増加により年々利用者が減少していた。

さらに、集落が分散しており、路線バス等で全てのニーズに対応するのは困難な状況にあるため、より効率性が高く利用者のニーズにあった公共交通として普及が進んでいるデマンド型交通システムについて運行を実施する。

(2) 予定する主な実施効果

- ・交通空白地域の解消
- ・高齢者等が自家用車に頼らず安心して移動できる

(3) 事業内容

- ①実施方法 「朝日町地域公共交通活性化協議会」が実施主体となり、朝日町の負担金及び「地域公共交通確保維持改善事業」を活用し、事業を実施する。
- ②事業概要 町内全域を運送区域としてデマンド型タクシーの運行を実施する。
- ③運行方法 朝日町が運行主体となります。（登録番号：東山市交第4号）
- ④運行日 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平日とし、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。

⑤運賃

	大人(高校生以上)	小人(小・中学生)	幼児
乗車1回あたり	400円	200円	無料
回数券(12枚綴り)	4,000円	2,000円	—
1日券	1,000円	500円	—
定期券	条例のとおり	条例のとおり	—

※障害者手帳所持の方は200円、付添人は障害の程度に応じて減免する場合がある。

⑥利用できる地区の範囲

- 〔西部地区〕 常盤、夏草、長沼、西船渡、八ツ沼、能中、高田、太郎1、太郎2、太郎3
石須部、立木、白倉、松程、大舟木、今平
- 〔上郷地区〕 杉山、松原、上郷、大滝
- 〔沢内地区〕 古槇、送橋、下芦沢、水本
- 〔宮宿エリア〕 本町、西町、栄町、助ノ巻、大町、元町、西原、前田沢、新宿、四ノ沢
- 〔和合地区〕 小原、宿、沼向、平、大隅
- 〔北部地区〕 大谷1、大谷2、大谷3、大谷4、大谷5、大谷6、大谷7
中沢、真中、舟渡、栗木沢、川通、大暮山、大沼

(ア) 西部地区、上郷地区、沢内地区、宮宿エリアの利用者

- ・同エリア内は全域で利用できる。
- ・同エリアから平地区、舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼まで利用できる。
ただし、途中での乗降車はできない。

(イ) 平地区、舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼の利用者

- ・町内全域でデマンドタクシーを利用できる。

(ウ) 和合地区（平地区除く）、北部地区（舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼を除く）の利用者

- ・同地区から平地区、舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼まで利用できる。
ただし、途中での乗降車はできない。
- ・西部地区、上郷地区、沢内地区、宮宿エリアまで行けば同エリア内は全域で利用できる。
- ・宮宿エリアから同地区までについて、下り（宮宿発）11時の便に限り利用できる。

(エ) 真中、舟渡、栗木沢の障害者手帳所持の利用者に限り町内全域で利用できる。

⑦運行時刻

上り（各地区発 宮宿エリア行き） 8:00、9:30、13:00、15:00、16:45

下り（宮宿エリア発 各地区行き） 8:45、11:00、12:15、14:30、16:00

2 運行車両

トヨタハイエースワゴンGL 4WD車 5台

うち、1台（1号車）にはスキー・スノーボード用キャリアボックスを設置している。

○車両ナンバー別運行委託先と無線呼称

車両ナンバー	運行委託先	無線呼称
山形 300 の 73-53	朝日タクシー	1号車
山形 300 の 73-52	朝日タクシー	2号車
山形 300 の 73-51	吉田タクシー	3号車
山形 300 の 73-50	吉田タクシー	4号車
山形 300 ひ 61-95	予備車両	5号車

3 無線局免許状

種 別	免許番号	免許年月日	識別信号
基 地 局	東基第 128531 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンドセンター
陸上移動局	東移第 10105942 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンド 1
陸上移動局	東移第 10105943 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンド 2
陸上移動局	東移第 10105944 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンド 3
陸上移動局	東移第 10105945 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンド 4
陸上移動局	東移第 10115858 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンド 5

表 1 添付資料



表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	朝日町	27年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	3,522 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	3,522 千円
	営業費用	7,736 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	7,736 千円
	営業損益	▲ 4,214 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 4,214 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		19,692.5 km			経常収支率	45.52 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	3,339 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	3,339 千円
	営業費用	7,912 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	7,912 千円
	営業損益	▲ 4,573 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 4,573 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		18,895.5 km			経常収支率	42.20 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	3,294 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ'')	3,294 千円
	営業費用	7,661 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	7,661 千円
	営業損益	▲ 4,367 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 4,367 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		18,742.5 km			経常収支率	42.99 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越	408円. 75銭	418円. 72銭	392円. 83銭	▲ 1.87 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越	385円. 51銭	334円. 88銭	334円. 88銭	178円. 84銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 經由地	終 点			チ		リ		ヌ			
羽越	1		前田町太田	山辺	山辺町	294 日	269 回	往 38.0km 復 38.5km	(平均) 38.3km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.0%	20,578.5km
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km
合計		系統						往 38.0km 復 38.5km	38.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		20,578.5km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちの いずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:ワ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ				
羽越	1	6,891,328 円	180円. 39銭	3,712,155 円	3,179,173 円	3,179,173 円	3,179千円	1,589.5 千円		
		0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
		0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
		0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
合計		6,891,328 円		3,712,155 円	3,179,173 円	3,179,173 円	3,179 千円	1,589 千円	5,831千円	1,589 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国 庫補助額を 控除した額	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	4,221,062 円										
		0 円										
		0 円										
		0 円										
合計		4,221,062 円	2,632,062 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間*) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² = j
羽越	1	175円. 75銭	176円. 70銭	178円. 84銭	0.87 %	180円. 39銭
					0.00 %	0円. 00銭
					0.00 %	0円. 00銭
					0.00 %	0円. 00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	朝日町	28年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	3,522 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	3,522 千円
	営業費用	7,736 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	7,736 千円
	営業損益	▲ 4,214 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 4,214 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		19,692.5 km			経常収支率	45.52 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	3,522 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	3,522 千円
	営業費用	7,736 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	7,736 千円
	営業損益	▲ 4,214 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 4,214 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		19,692.5 km			経常収支率	45.52 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	3,339 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ'')	3,339 千円
	営業費用	7,912 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	7,912 千円
	営業損益	▲ 4,573 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 4,573 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		18,895.5 km			経常収支率	42.20 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越	418円. 72銭	392円. 83銭	392円. 83銭	▲ 3.09 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越	380円. 78銭	334円. 88銭	334円. 88銭	178円. 84銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル	ヌ	ル		
羽越	1		前田町大田	山辺	羽越(山辺)	296 日	271 回	往 38.0km 復 38.5km	(平均) 38.3km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.0%	20,693.3km
								往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km
								往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km
								往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km
合計		系統						往 38.0km 復 38.5km	38.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		20,693.3km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうちの補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ノ以下の 額:フ	ト	ト×ノ以上の 額:カ	ワ=カ-ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
羽越	1	6,929,755 円	179円. 91銭	3,722,922 円	3,206,833 円	3,206,833 円	3,206千円	1,603. 千円		
		0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
		0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
		0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
合計		6,929,755 円		3,722,922 円	3,206,833 円	3,206,833 円	3,206 千円	1,603 千円	5,831千円	1,603 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国 庫補助額を 控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合																		
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要										
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合											
羽越	1	4,156,653 円																				
		0 円																				
		0 円																				
		0 円																				
合計		4,156,653 円	2,553,653 円	円	%	円	%	円	%	円	%											

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² = ノ
羽越	1	176円. 70銭	178円. 84銭	178円. 84銭	0.60 %	179円. 91銭
					0.00 %	0円. 00銭
					0.00 %	0円. 00銭
					0.00 %	0円. 00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

- (1) 記載要領
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
 - 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
 - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
 - 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	朝日町	29年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

1. 申請事業者の概要						
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	3,522 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	3,522 千円
	営業費用	7,736 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	7,736 千円
	営業損益	▲ 4,214 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 4,214 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		19,692.5 km		経常収支率		45.52 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	3,522 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	3,522 千円
	営業費用	7,736 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	7,736 千円
	営業損益	▲ 4,214 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 4,214 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		19,692.5 km		経常収支率		45.52 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	3,522 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ'')	3,522 千円
	営業費用	7,736 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	7,736 千円
	営業損益	▲ 4,214 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 4,214 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		19,692.5 km		経常収支率		45.52 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越	392円. 83銭	392円. 83銭	392円. 83銭	0.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
羽越	392円. 83銭	334円. 88銭	334円. 88銭	178円. 84銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ス	テ	ル		
羽越	1		朝日町大田	山辺	山辺町新田	295 日	271 回	往 38.0km 復 38.5km	(平均) 38.3km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.0%	20,693.3km
								往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km
								往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km
								往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km
合計		系統						往 38.0km 復 38.5km	38.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		20,693.3km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はノのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:ワ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
羽越	1	6,929,755 円	178円. 84銭	3,700,780 円	3,228,975 円	3,228,975 円	3,228 千円	1,614 千円		
		0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
		0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
		0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
合計		6,929,755 円		3,700,780 円	3,228,975 円	3,228,975 円	3,228 千円	1,614 千円	5,831 千円	1,614 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国 庫補助額を 控除した額 ムーラー=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	4,428,149 円										
		0 円										
		0 円										
		0 円										
合計		4,428,149 円	2,814,149 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間*) g	平均増減率 $\frac{((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1)}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
羽越	1	178円.84銭	178円.84銭	178円.84銭	0.00 %	178円.84銭
					0.00 %	0円.00銭
					0.00 %	0円.00銭
					0.00 %	0円.00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度、前年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	朝日町	27年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	4,067 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	4,067 千円
	営業費用	18,549 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	18,549 千円
	営業損益	▲ 14,482 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 14,482 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 4	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 2,021.3		経常収支率	21.92 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	2,294円24銭	2841円.11銭	2,294円.24銭	503円.03銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リー(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
羽越	1	あいのり号		朝日町区域内		244 日	9,760 回	0.8 時間	0 時間	0 時間	100%	7808 時間
	2					日	回	時間	時間	時間		0 時間
	3					日	回	時間	時間	時間		0 時間
	4					日	回	時間	時間	時間		0 時間
合計	系統							0.8 時間	0 時間	0 時間		7808 時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:コ	カーヨ=タ	タ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
羽越	1	17,913,425 円	3,927,658 円	13,985,767 円	13,985,767 円	13,985 千円	6,992.5 千円		
	2	0 円	0 円	0 円	円				
0	3	0 円	0 円	0 円	円				
	4	0 円	0 円	0 円	円				
合計		17,913,425 円	3,927,658 円	13,985,767 円	13,985,767 円	13,985 千円	6,992 千円	5831千円	5,831 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額	損失額から国 庫補助額を控 除した額	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	13,985,767 円										
	2	0 円										
0	3	0 円										
	4	0 円										
合計		13,985,767 円	8,154,767 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第2編第1章第3節に定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	朝日町	28年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	4,067 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	4,067 千円
	営業費用	18,549 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	18,549 千円
	営業損益	▲ 14,482 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 14,482 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	4 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	1,990.0 時間	経常収支率	21.92 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとヘのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	2,330円27銭	2841円.11銭	2,330円.27銭	510円.92銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	りのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	りのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
								リ	ヌ	ル	(リ－(ヌ＋ル))÷リ＝ ヲ	ワ
羽越	1	あいのり号		朝日町区域内		245 日	9,800 回	0.8 時間	0 時間	0 時間	100%	7840 時間
	2					日	回	時間	時間	時間		0 時間
	3					日	回	時間	時間	時間		0 時間
	4					日	回	時間	時間	時間		0 時間
合計		系統						0.8 時間	0 時間	0 時間		7840 時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
羽越	1	18,269,316 円	4,005,612 円	14,263,704 円	14,263,704 円	14,263 千円	7,131.5 千円		
	2	0 円	0 円	0 円	円				
0	3	0 円	0 円	0 円	円				
	4	0 円	0 円	0 円	円				
合計		18,269,316 円	4,005,612 円	14,263,704 円	14,263,704 円	14,263 千円	7,131 千円	5831千円	5,831 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	14,263,704 円										
	2	0 円										
0	3	0 円										
	4	0 円										
合計		14,263,704 円	8,432,704 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第2編第1章第3節に定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）＋（1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数）】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	朝日町	29年度
------	-----	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	4,067 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	4,067 千円
	営業費用	18,549 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	18,549 千円
	営業損益	▲ 14,482 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 14,482 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	4 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	1,952.0 時間	経常収支率		21.92 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとヘのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	2,375円64銭	2841円.11銭	2,375円.64銭	520円.87銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	りのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	りのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
								リ	ヌ	ル	(リ－(ヌ＋ル))÷リ＝ ヲ	ワ
羽越	1	あいのり号		朝日町区域内		246 日	9,840 回	0.8 時間	0 時間	0 時間	100%	7872 時間
	2					日	回	時間	時間	時間	0 時間	0 時間
	3					日	回	時間	時間	時間	0 時間	0 時間
	4					日	回	時間	時間	時間	0 時間	0 時間
合計		系統						0.8 時間	0 時間	0 時間		7872 時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:ヨ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
羽越	1	18,701,038 円	4,100,288 円	14,600,750 円	14,600,750 円	14,600 千円	7,300.0 千円		
	2	0 円	0 円	0 円	円				
0	3	0 円	0 円	0 円	円				
	4	0 円	0 円	0 円	円				
合計		18,701,038 円	4,100,288 円	14,600,750 円	14,600,750 円	14,600 千円	7,300 千円	5831千円	5,831 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ホ×ワ−ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ−ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	14,600,750 円										
	2	0 円										
0	3	0 円										
	4	0 円										
合計		14,600,750 円	8,769,750 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第2編第1章第3節に定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	朝日町
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	7619
交通不便地域	7619

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7619	朝日町	過疎地域

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)